

皇族についての理念と制度

— 近代を中心とした考察 —

東郷茂彦

はじめに

古代から中世、近世、近代を経て現代以降に連なる皇統において、皇族をどのような形で保つかというのは、変わらぬ課題であり難問であった。

それは、片や適切な数の皇位継承者がいなければ、皇統の安定は保てないであろうこと。

その反面、皇族の数が延々と増えるようでは、経済的にこれを保持することは難しく、また、皇族の品位にもとる事を惹起する恐れが増すからである。

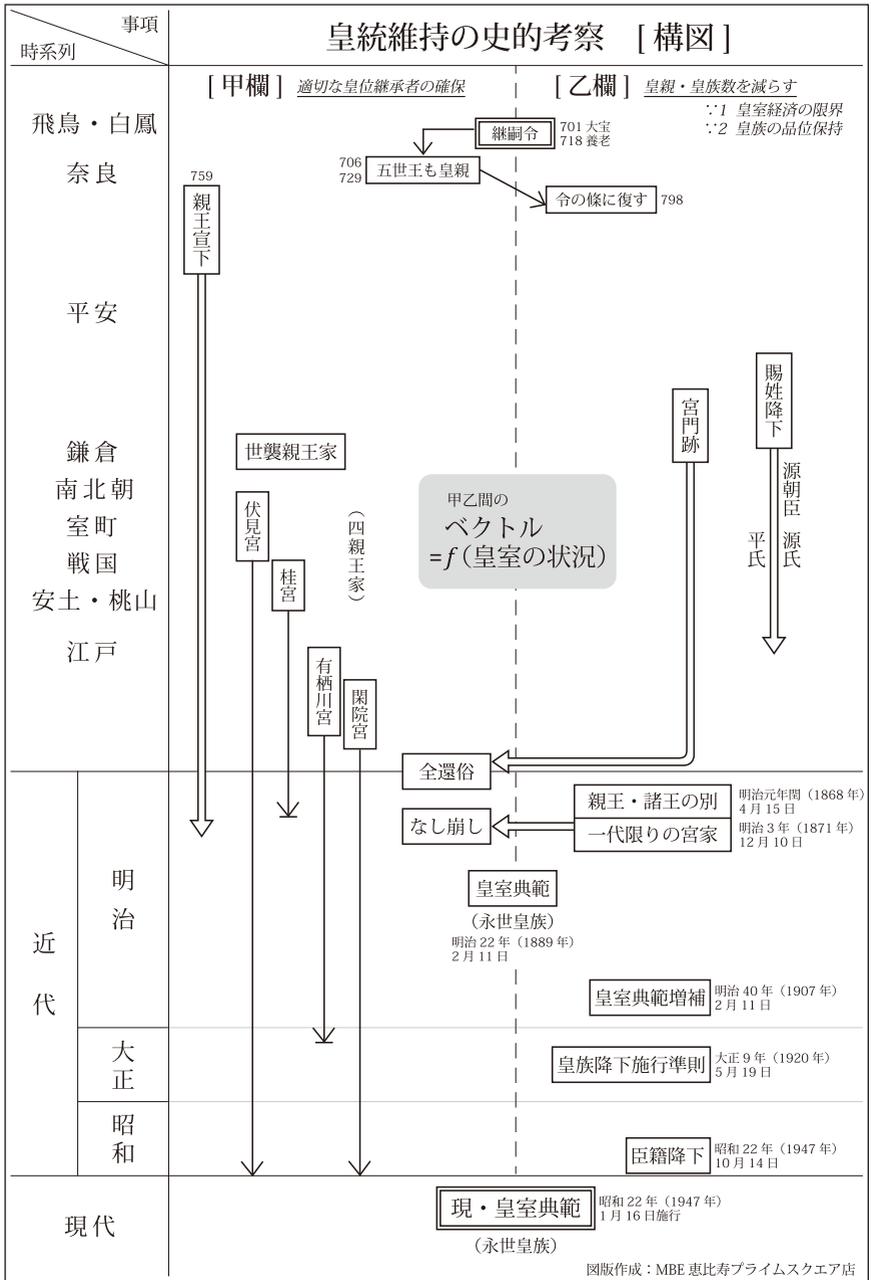
古代から現代まで、この両者のベクトルをどのようにとるか、永続する課題といってよい。

基本表 皇族維持の対立する理念(次頁記載「構図」参照)

甲欄	皇族数の保持・増加	乙欄	皇族数を減らす
適切な皇位継承者数の確保		皇室経済の限界	
↑ベクトル↓		↓ベクトル↑	
Ⅱ	(皇室の状況)	Ⅰ	皇族の品位保持

基本表甲欄において、 f という数式における関数表記使って記したのは、「適切な皇位継承者数の確保」というのは、その時々には於ける皇室の状況に応じて定まることを明快に示すためである。一定不変の数や制度があるわけではない、ということである。

近代における皇室制度のなかで、皇族をどのような形とするかについて腐心した一人、伊藤博文は、次のように記している。



皇室に關する上奏「皇族待遇ノ事」

帝位繼承上ニ統屬ヲ増加シ、随テ非望ノ端モ之ヨリ生
セサルコトヲ保シ難シ。且帝室有限ノ財力ヲ以テ之ヲ
保護シ、皇室至當ノ地位ヲ永遠ニ持續セシメンコト到
底望ムヘカラス。

明治三十一年二月九日^①

本稿の目的は、皇族の理念と制度について、近代を中心
に考察し、通史的な見取り図を提示することにある。そう
することによって、現下に直面する皇統維持問題を考える
うえで、なんらかの示唆になればと願つてのことである。

その前提は、皇統の維持は、「皇祖皇宗ノ後裔」(大日本
帝国憲法 告文)としての天皇が男系によるという伝統に
則ることにある。皇統は、皇胤によつて伝えられる、と
いつてもよい。

皇統に女系を容認する立場に立つならば、過去の営々た
る歴史の積み上げを知ることや、伝統に沿つた皇統の制度
設計の苦心などにも必要ない、ということになるのであろう。

一 古代より近世前期まで

「皇族」の語が人口に膾炙し、天皇家において、天皇に
連なる貴人を指すようになったのは、それほど古いことで
はなく、法制上、正式な用語として用いられたのは、明治

の皇室典範においてである。

古代において、古くは「大王」と呼ばれた勢力が、奈良
県の三輪山のふもとあたりに、三世紀より、大和朝廷とし
て勢力を確立し、やがて、七世紀には、「天皇」^②号を称す
ようになったとされる。大和朝廷は、壬申の乱や南北朝
など、様々な権力闘争を経て、徐々に「天皇家」としての
纏まりが形成されていった。その中枢の天皇に連なる貴人
は、当時より「皇親」と呼ばれ、大宝(養老)令(七〇一
年)の継嗣令に於いて用語と定義が明記されている。

本論との関わりで言えば、最も重要な箇所は、「自^③親
王^④五世雖^⑤得^⑥王名^⑦。不^⑧在^⑨皇親之限^⑩。」である。その内
容について、『皇室制度史料 皇族 一』は、以下のように
解説している(本稿中の傍線は、すべて論者による)。

継嗣令に於いては、皇兄弟・皇子を親王とし、皇孫・
皇曾孫・皇玄孫を王とし、皇玄孫の子たる五世王は、
王名を称することはできるが、皇親の範囲に入らない
と定められた。また後宮職員令や衣服令などに於いて
は、女子と男子と区別して、特に内親王・女王と表記
している。なお親王・王の配偶者が皇親の範囲に入る
か否かについては、大宝・養老令に明文はないが、
……内親王・女王でない限り皇親とは認められなかつ
たと推測される^⑪。

庶民の言葉で言えば、「玄孫」までは皇族とするが、それ以下の世代は、王名はあっても、皇族とはしない、ということである。親王、王は、ともに皇位継承資格を持つ皇親のことである。この後、皇親の範囲は、一時変更された。即ち、慶雲三年（七〇六）に、親の心情に配慮し、五世王も皇親とし、天平元年（七二九）には、五世王の嫡子以上が孫女王を娶って生まれた男女も皇親としたのである。「しかしこうして皇親の範囲を拡大した結果、種々の弊害を招き、ついに奸濫の徒の宗室を汚す懼れも生じたため」、延暦十七年（七九八）にすべて、令條に復すことになった。基本表乙欄②に該当する事項であろう。

なお、六世王以下についても、王名を名乗ることが実際は許されていた。

次に、皇位継承者たる皇族を定めるために行われるようになった二つの制度について簡略に触れる。基本表でいえば、いずれも甲欄に属する事柄である。

第一は、皇族に生まれたというだけで皇位継承資格を持つのではなく、あらためて、天皇による親王宣下を必要とする制度である。第二は、親王宣下を受けることを可能とする親王家を、あらかじめ定めておくこと。世襲親王家や四親王家がそれに当たる。

親王宣下は、天平宝字二年（七五八）に、淳仁天皇が二

世王から皇位につき、翌年、その兄弟姉妹を親王としたのを初例とする。平安時代に入って、嵯峨天皇（在位八〇九～八三三）以来、皇子女の賜姓降下（後述）とともに、親王宣下の風が慣例化した。親王の範囲も、皇兄弟姉妹および皇子女に限られていた令制の枠を超え、寛仁三年（一〇一九）三条天皇の皇孫を同天皇の子として親王宣下が行われた。以来、親王宣下は皇孫・皇曾孫にも拡大されていった。しかし皇孫以下の宣下には、あらかじめ天皇または上皇の猶子や養子となることが要件とされた。

世襲親王家とは、この親王宣下を二代以上にわたって賜り、その宮号を世襲した親王家をいう。鎌倉時代中期から後期に、四辻宮、五辻宮、常磐井宮、木寺宮等の名が史書に見え、その由来についても研究されているが、「斯くの如く五辻・常磐井・木寺の各宮家はしだいに世襲親王家の体裁を整えたが、いずれも室町時代中期から後期に消滅した」という。

こうした動きのなかで、室町期から江戸中期にかけて成立し、幕末まで継承されたのが、伏見・桂・有栖川・閑院の四親王家である。

伏見宮家は、北朝第三代崇光天皇（在位一三四八～五一）の第一皇子榮仁親王に始まる。貞治七年（一一六八）に、「今夜（崇光）上皇一宮立親王宣下云々」とある。「伏見宮」

の号は、榮仁親王の居住地であり、所領の伏見御領にちなんでの命名。崇光天皇は、持明院統・大覚寺統の両統迭立、南北朝の複雑な対立⁽¹²⁾のなかで、持明院統の正嫡を自任し、榮仁親王の皇位継承を強く望んでいたが実現せず、伏見宮家設立となった。三代貞成親王の子、彦仁親王は、後小松上皇の猶子となり、第百二代後花園天皇として即位している⁽¹³⁾。こうした経緯からも、「同宮は皇室にとつて殊に由緒ある家柄とされ、又その家系も榮仁親王以降……血脈連綿として相承け、他系を交えることがなかつたことは、更にその由緒を深からしめるものがあつた」とされる⁽¹⁴⁾。

以後、幕末まで世襲親王家として継続し、近代の宮家で重要な役割を果たす第十九代貞敬親王、第二十代邦家親王へと続き、その間、ほぼ実系による継承が続いている。

桂宮家は、戦国時代末期の正親町天皇の皇孫智仁親王を始祖とし、「智仁親王元服立新王宣下留」は、天正十七年（一五八九）のことである。宮号は、八條宮、常磐井宮、京極宮と変わり、光格天皇の皇子盛仁親王が第十代を継承して桂宮とし、近代に及んだ。

有栖川宮家は、寛永二年（一六二五）、後陽成天皇の皇子好仁親王が高松宮号を賜ったのを始めとし、第三代幸仁親王の時に有栖川宮と改称し、近代に及んでいる。

閑院宮家については、第二章で取り上げる。

ここまでは、基本表甲欄に該当する事象である。次に、基本表乙欄に対応する事項として、どのような対策が取られたのか。二つある。

第一は、賜姓降下である。皇親に姓を賜い、臣籍に降下することであり、古くは、天武天皇十三年の八色姓の一つ真人は、皇親出身の氏族に与えられたものという。敏達天皇の皇玄孫葛城王が臣籍降下して橘諸兄となり、天武天皇の皇孫の智努王が文屋真人姓を受けて、文屋真人智努となつている。

嵯峨天皇（在位八〇九～一三三）の御代になると、事態は新しい展開を迎えた。嵯峨帝は、皇子女に源朝臣の姓を下賜して臣籍に下し、以後、江戸時代初めまで、皇孫や皇曾孫への源朝臣の賜姓を含め、きわめて多くの賜姓降下が行われた。源義朝、頼朝、義経が連なる清和源氏など世に知られている。桓武天皇の皇孫には、平姓を賜つて降下、仁明・文徳・光孝の各天皇の皇孫・皇曾孫にも平姓が下賜された⁽¹⁵⁾。

第二は、門跡寺院である。皇子女の出家は、院政時代に入る頃より増え、室町時代以降、江戸時代に到る間は、皇儲および宮家を創立若しくは継承した親王、臣下に嫁した内親王・女王などのほかは、皇族は入寺得度するのが常例となつた⁽¹⁶⁾。その数は多数にのぼり、皇族や公家出身の貴種

が出家して入寺する特定の寺院を門跡寺院、その人物を指して宮門跡や門跡と称するようになった。

門跡は、もとは一門の法脈を継承する寺院、また祖師の法灯を継ぐ僧侶の門流を称したが、平安時代後期以降には、皇族や貴族など貴種の住む寺院として寺格化し、その出身者が寺院の長を独占するようになった。仁和寺・大覚寺・延暦寺の三門跡、興福寺の一乗院・大乘院などが、その代表例である。

天皇、皇族、堂上の出家が増加すると、江戸時代には、親王などが入室した宮門跡、撰家の子弟が入室した撰家門跡などの区分が用いられた。¹⁸⁾

皇室と門跡寺院はその後、近代においても、深い関わりで結ばれていた。昭和十年代に著された佐野恵作『皇室と寺院』¹⁹⁾では、門跡寺院について、次のように書き出している。

佛教においては、今日各宗派に管長があつて勅任の取扱を受けてゐる外、尚ほ門跡寺院といふのがあつて宮中に於ては特別の取扱をうけてゐる。即ち門跡寺院の住職は新年の拝賀を初めとして、四大節の参賀、元始祭、春秋の皇靈祭、神武天皇祭、神嘗祭等の参拝、歳末御祝詞の言上或は天機並に御機嫌奉伺の資格等、各宗派管長に次ぐの待遇を受けてゐる。これはどうい

う譯であるかといふと古來皇室から親王又は皇子の方々が其の寺に御入寺になつた御由緒に基くものであつて、今に其の歴史と御縁故とを重んじて之に特殊な優遇を興へて居るのである。²⁰⁾

同書では、御由緒寺院（比丘尼御所）、皇室御縁故寺院、皇室御関係寺院等についても、詳しく分析、紹介している。

二 近世後期の閑院宮設立

閑院宮の設立については、新井白石が決定的な役割を果たした事は、よく知られている。

新井白石は、元禄六年（一六九三）、木下順庵の推挙によつて、甲府藩の徳川綱豊に仕え、綱豊は、宝永元年（一七〇四）、五代將軍綱吉の継嗣となり、家宣と改名。宝永六年（一七〇九）正月の綱吉の死去により、將軍職を継いだ。²¹⁾

閑院宮家創立に繋がる朝廷における宮家の設立と、皇女の臣籍降下という政策は、綱吉の葬儀の五日後である一月二十七日に、白石の呈した「封事」に端を發している。この建白書は現存していないが、その内容は、白石の自伝ともいえる『折たく柴の記』にさうとうに詳しく記載されている。

『折たく柴の記』は、新井白石の原本を底本として公刊

されているものに、

○宮崎道生による『定本 折たく柴の記釈義 増訂版』

○松村明校注『折りたく柴の記』

の二つがある。ここでは、宮崎版の「七〇 皇子皇女御出家廃止の献議」から、重要箇所を引用した。カタカナによる振り仮名は、白石により、() 内の記載は、宮崎の註である。

それが中、議し申べき一事の候は、元亨建武の間、皇統すでに南北にわかれ、南朝はいくほどなくて絶させ給ひぬ、北朝はもとこれ武家のためにたてられ給ひぬれば、武家の代の栄をも衰をも、ともにせさせ給ふべき御事なるに、応仁の後、世のみだれ打統て、武家(足利氏)すでに衰給ひにし上は、朝家(皇室)の御事は申すにも及ばず、当家の神祖、天下の事をしろしめされしに及びてこそ、朝家にも絶たるをも継ぎ、廢れしをも興させ給ふ御事共はあるなれ、**甲1**しかはあれど、儲君の外は、皇子皇女皆く御出家の事におゐては、今もなをおとろへし代のさまに、かはり給はず、凡は匹夫匹婦の賤しきも、子を生ては、必らず其室家あらむ事を思ふ、これ天下古今の人の情也、また今農工商の類だにも、男には其資財をわかち、女には其婚家をもとむ、ましてや士より以上ことごとく皆しから

ざるもなし、かゝる世のならはしとなりて、**甲2**年

久しければ、朝家には今はた申させ給ふ御事こそなからめ、此等の御事ねがはせ給ふべき所とも思はれず、たとひ又朝家には申させ給ふ御事こそなからめ、これらの御沙汰なからむ事、上につかふまつらせ給ふ所をつくされしとも申すべからず、当時公家の人々、家領のほどもあるなれば、皇子立親王の事おはしまさむにも、いかほどの土地をかまいらせらるべき、皇女御下嫁の事おはしまさむにも、いかほどの国財をか費し給ふべき、此国天祖(天照大神)の御後のかくのみおはしまさむに、当家神祖の御末は常磐堅磐に栄えおはしまさむ事を望まむは、いかにやはさぶらふべき、**乙1**されど某が申すごとくならむには、これより後代々の皇子皇女、其数多くおはしまさむに至ては、天下の富もつがせ給はぬ所ありぬべし、など申す事も候はん歟、古より皇子皇女、数十人おはしませし代々もすくなからねど、それらの御後、今に至り給ふは、いくばくもおはしませず、**丙**天地の間には、大算数といふもの、ある也と、古の人は申たりき、これらの事は、人の智力の推測るべき所にあらず、たゞ理の当否をこそ論じ申すべけれ、或は又皇子の御後多からむには、つるには武家の御ため不利の事も出来ぬべきな

ど、申す事もあるべきにや、高倉宮（以仁王）の令旨によりて、諸国の源氏起りし事もあれど、これは、平相国入道（平清盛）のひが事のみ多くして、家滅びぬべき時にあたれる也、もし此等の事を以て誠とすべくは高時入道（北条高時）滅びし時に令旨なされしは、梨本の御坊（護良親王）にはおはしまさずや、さらばたとひ御出家の御身といふとも、それらの事あらじとは申すべからず、これらはたゞ武家御政事の得失にこそかゝり給ふべけれ、すべて此等の事よく御心せさせ給ふべき所也、と申せし也。此封事御覽の後、仰下されし事、ふた、び三たびの、ち、所申そのことありあり、されどこれ国家の大計也、よく御思惟有べし、と仰下されしに、**丁**やがて今の法皇（東山天皇）の皇子秀の宮（直仁親王）とか申す御事、親王宣旨ある由を申させ給ひたりけり。其後また前代に皇女御釐降の事をも仰定られき。これらの事ども、我此国に生れて、皇恩に報ひまいらせし所の一事也。**乙**とされど我ひそかに憂思ひしごとくに、前代（七代家継）のかくれ給ひて、つゝに天下の大統絶させ給ひし御事は、人力のよくすべき所にもあらず。されどまた、我これらの事共申せし事もあれば、万歳の後の御事ども深く遠くはかりをかれしごとくに、当代（八代吉宗）御継続

おはしませし事、これまた天下の大幸とこそ申すべけれ。秀宮の御事、やむごとなき人の、むかしより親王家た、せ給ふ事は事難き由をのたまひとめ給ひしかど、用ひさせ給ふ事なくて、公家に申させ給ひしと聞ぬ。誠にありがたき御事也。されど此事まさしく其に仰聞かせ給はぬ所なれば、本文にはしるさず。此の封事には、倭漢古今の事共をあはせ論じたりければ、文殊に長く、また其事、浅学の人のことぐくくにさとしわきまふべき所にもあらねば、こゝにはたゞ其大要をのみしるしたり。此封事は、將軍宣下の事にあつ（づ）かれる事のあるは（ば）、此時に奉りし也。

引用箇所中、甲乙丙丁の囲みを付した。それに従つて若干を記し、白石の論点や関連事象を明らかにしたい。

甲 家庭を成し、家族をつくることは「古今の人の情」である。

朝廷でも、このようなことを願っているとも思われな
い。（靈元天皇の一宮、東山天皇の悲嘆）

乙 將軍家・皇室ともに、後継の者は「今に至り給うは、いくばくもおはしませず」。

丙 後継等については、「天地の間には、大算数といふもの、ある也」と昔の人は言っていた。

丁 秀の宮に「親王宣旨」がある由である。
白石の成したことは、基本表で言えば、甲欄の事象であ

る。そして、歴史的な背景としては、閑院宮家設立に、家宣、白石とともに全力で邁進した家宣の岳父近衛基熙、その競争相手である一條兼輝、その後ろ盾であり、御自身の御即位等を巡って基熙と対立したとされる霊元上皇といった構図を理解しておくことが必要と思われる。³⁰⁾

近衛基熙は、関白近衛尚嗣の子。父の逝去時、若年の庶子であったが、後水尾法皇の配慮を受けて家督を相続。左大臣等の官職につくが、霊元天皇、一條兼輝とは諸事に対立。しかし、東山天皇の御信任を経て、朝廷第一の実力者となり、宝永六年（一七〇九）、江戸期で最初の太政大臣となった。長女の熙子^{ひぎこ}は家宣の御台所。宝永七年から二年間、江戸に滞在し、閑院宮設立に努力している。³¹⁾

その日記『基熙公記』³²⁾には、閑院宮関連の記述が随所に登場している。宝永七年（一七一〇）六月二十三日の条では、以下のようにあり、宮家設立に対する感激の程がしのばれる。

午刻登城、大樹御對談良久。其中政務事等有^レ之。又秀宮・姫宮御兩人御事、先日舊院常々思召等談^レ之、先之兩状無^レ事故、諸司代紀守（松平紀伊守信庸^{のぶゆき}）上京之時、可^レ被^レ申出^レ旨也。歡喜々々、在^レ愚老一身^一者歎。感涙咽^レ袖。大樹尤御落涙、被^レ談^レ舊院御事^一。

閑院宮家設立と光格天皇の御即位については、東山天皇

皇子直仁親王を閑院宮家第一代（享保三年、一七一八）とし、第二代が典仁親王、第三代美仁親王と続いた。安永八年（一七七九）十一月、後桃園天皇不予となり、後継ぎなく、典仁親王の第六皇子である兼仁親王が禁裏に入って儲君となり、先帝崩御により、二十五日に光格天皇として踐祚、その皇統は、現皇室に至っている。

三 明治初めの宮家増設

(一) なぜ、宮家は増設されたのか

江戸末期から明治初めにかけて、宮門跡の還俗を主軸に、多くの宮家が創設された。基本表甲欄の事項である。

その理由について、藤田大誠は、「国事多端の当時において、朝廷権威回復という国内の政治的要請の昂まり（要請者は「公武合体派」・幕府から「倒幕派」・維新政府に変遷していく）に端を発した朝政参与のための還俗」と述べている。³³⁾

文久三年（一八六三）正月、将軍後見職であった徳川慶喜は、「學習院に詣り、議奏・武家傳奏に就きて奏議を上る、曰く、從來皇子多く寺院に入るを例とす、向後之れを改め、皇子は悉く立て、親王と爲したまふべし」と建言している。³⁴⁾ 続いて、将軍家茂自身が、「皇子・皇女の出家剃髮の慣習を改め」ることを朝廷に奏議した。³⁵⁾

公卿勢力のなかでの同様の主唱をした、と記録に残っているのが、皇室の在り様に重大な関心と見識をもっていた岩倉具視である。「宮門跡僧尼早々御還俗之事并佛夷御所置之事」^{②7}「法中宮門跡還俗ノ事 附朝廷ノ佛法歸依處置ノ事」^{②8}等を見ると、岩倉は、宮門跡還俗と、皇室と仏教の関わりを正す神仏分離を、併せて考えていたことがわかる。

かくして、慶応四年四月、「従来、宮・堂上の子弟は、世嗣の外多くは佛門に入るを例とせしが、是の日、其の器に應じて登庸すべきを以て、僧徒と爲すを禁ず^{②9}」と令されたのである。

こうして、幕末から明治初めに還俗した宮家は、以下のほる。

中川宮尊融親王（賀陽宮を経て、久邇宮朝彦親王）・山階宮晃親王・仁和寺宮嘉彰親王（東伏見宮を経て、小松宮彰仁親王）・聖護院宮嘉言親王・華頂宮博経親王・梶井宮守脩親王（梨本宮に改称）・照高院宮智成親王（北白川宮に改称）・伏見宮能久親王（北白川宮に改称）。智成親王は、明治五年に十七歳で薨去。兄の能久親王が、北白川宮の跡を継いだ。中川宮以下すべての宮は、世襲親王家の伏見宮の系統である。

こうした宮門跡の還俗の今一つの重大な理由は、「明治天皇には成人した男子兄弟はおらず、四親王家のうち桂

宮・閑院宮は男子継承者が絶えていた。有栖川宮^{たかひと}熈仁親王には四男子があったが、そのうち二男子が夭逝していた。こうした状況により、皇族の数を増やす必要があったと思われる^{③0}」の指摘がある。皇族制度は、その時々々の皇室の宮家や皇族の状況に併せ、大小さまざまな変更を加え、苦心を重ねてきたことを意味する重要な記述と思量する。基本表甲欄乙欄の間のベクトルをどこに定めるか、という苦心の核心とも言えよう。

（二）皇族統制への努力

この新しい事態を受けて、新政府は、皇族の数をどのようにするかにつき、以下の二つが定められる。ともに、主旨は、皇族の数を統制すること。基本表乙欄該当事項である。

第一は、慶応四年閏四月十五日に「親王・諸王の別、皇族の世数及び賜姓の制」^{③1}が定められたことである。以下、『法令全書』に沿って、内容を記す。

第三百九 閏四月十五日

親王

皇兄弟皇子皆爲親王

諸王

皇兄弟皇子以外爲諸王 自親王五世離傳王名不在皇

親之限(親王自り五世離ルレバ王名ヲ得ルモ皇ノ限りニ在ラス)

但し、伏見、有栖川、閑院の四親王家については、養子でも親王宣下を行うという「仰出候事」が二カ條。賀陽、山階、聖護院、仁和寺、華頂の各宮については、「右親王宣下後ニ候間是迄之通嫡子始メ賜姓可被列臣籍旨被仰出候事(右親王、宣下ノ後ニ是迄ノ通りニ候間、嫡子始メハ姓ヲ賜ヒ臣籍ニ列スル旨)」と定めた。この間を要約すれば、「世襲親王家や、王政復古前後に還俗し宮家を立てた伏見宮家の皇子たちは、すでに親王宣下を受けているので親王号を名乗っても良い。親王から五世離れば、皇親ではなくなる(大宝令に準じているといつてよい、と思量する)。各宮家の号は、たびたび改名されているが、最後の宮家名で言えは、久邇、山階、北白川、小松、華頂、梨本宮は、世襲親王家とは異なり、還俗した親王二代限りの宮家とする」としている。

明治二年六月、華族制度が発足する。華族は、臣籍降下した皇族の受け皿として、近代全般にわたり、重要な役割を果たすこととなる。

明治三年(一八七〇)十二月十日に、「桂・有栖川・伏見・閑院の四親王家の外、新に建てし親王家は凡て一代に限り、二代よりは姓を賜ひて華族に列せしむべき旨を令

す」と定められる。⁽⁴²⁾

こうした皇族統制の策が積極的にとられた理由として、浅見雅男は、「なぜ、このような制度が定められたのか。その最大の理由は新政府の当時の財政事情であると思われる」と書いている。⁽⁴³⁾

(三) なし崩しにされる実態

しかしながら、この皇族統制の制に基づき、実際に臣籍に降下する皇族は現れなかった。

断絶した世襲親王家の継承(閑院宮載仁親王)、兄弟や子による継承(北白川宮、華頂宮など)、あるいは、世襲皇族(東伏見宮嘉彰親王、後の小松宮彰仁親王)・二代皇族(山階宮晃親王・久邇宮朝彦親王)へ列すること、⁽⁴⁴⁾ 継嗣の変更(明治十八年の山階宮、小松宮、梨本宮、久邇宮間の継嗣の変更)などである。当時は認められていた養子の制も頻繁に活用され、「斯くの如く、一代皇族の制はしだいに崩れた」⁽⁴⁵⁾のである。

ここで重要と思量するのは、上記のいずれも宮家継承は、それぞれの事情を明治天皇が「聴納」され、あるいは、「皇族に列したまふ」「特旨を以て」「思ふ旨あり」(各表現は、いずれも「明治天皇紀」より)等の形をとっていることである。つまり、ほぼ直接的な形で、明治天皇の御意志によって、皇族一代限りの制が変わっていったと見ることが

できるのではないだろうか。嘉仁親王殿下（大正天皇）が御誕生になったのが明治十二年。そのほかに皇子はおわさず、皇統維持は、決して安定的な状況ではなく、天皇は、皇位継承権を持つ宮家の存在に重きを置かれていったのではないかと拝察している。基本表甲欄の御立場でのことと拝する。

四 明治中期以降の皇族統制

明治十六年（一八八三）七月二十日、岩倉具視が逝去する。これまで、華族制度や皇室財産の整備を含め、皇室の制度確立に尽くしてきた岩倉に代わり、皇室制度、就中、皇室に関する規範法規作成の前面に出たのが伊藤博文（一八四一～一九〇九）である。その伊藤を、外交官として海外の経験も豊富な柳原前光（一八五〇～一九四。大正天皇の生母柳原愛子の兄に当たる）と、井上毅（一八四三～一九五）が支えた。二人の次の世代に属し、やがて、伊藤の元で帝室制度調査局副総裁となり、皇室典範増補、皇室令などの制定にあたったのが伊東巳代治（一八五七～一九三四）である。

國學院大學図書館には、伊東治正編『伊東巳代治遺文書（其ノ四）』（伊東伯爵家藏版）と題する小冊子が収められており、その内容は以下のとおりである。

一、帝室典則草稿 …… 伊藤博文 ……

一、皇室典範再稿 …… 柳原前光案 ……

一、皇室憲典草案 …… 井上毅修正案 ……

三篇とも、あまたある皇室典範関連文書の中から、とくに選んで冊子をなしたと理解し、草案起草者の伊藤博文、柳原前光、井上毅の本稿の関心事項、乃ち、皇族制度、就中、その臣民降下についてのそれぞれの考えを追ってみたい。

「帝室典則草稿」は、明治十九年六月十日、宮内大臣伯爵伊藤博文が、内大臣公爵三條實美に宛てたものである。その中に、以下の條がある。

第十二 皇胤ニシテ臣籍ニ列セサルモノヲ總テ皇族ト稱ス。但親王諸王ノ妃ハ内王ト稱シ皇族ノ禮遇ヲ享ケヘシ

第十六 親王諸王ノ二男以下丁年以上ニ至レハ特旨ヲ以テ華族ニ列スルコトアルヘシ

また、最後に、「附録」として、具体的な宮家を挙げ、処遇案まで記載している。

附録

第一 有栖川宮小松宮伏見宮ハ現今宣下親王ノ繼嗣ヨリ諸王トス

第二 山階宮久邇宮北白川宮及載仁新王ハ現今宣下親王ノ繼嗣ヨリ諸王トナシ其諸王ノ繼嗣ヨリ華族ニ

列シ候爵ヲ授クヘシ

第三 梨本宮華頂宮ハ現今諸王ノ継嗣ヨリ華族ニ列シ

侯爵ヲ授クヘシ

上記伊東文書が採録した柳原、井上の両草案は、ともに、皇族の範囲や臣籍降下について触れていない。しかし、この前後における二人の別の文書に、皇族の臣籍降下問題に関連する案が、明確に記している。

柳原前光は、「帝室法則綱要」を明治十九年七月八日に三條實美へ提出している。⁽⁴⁸⁾

第四章 皇族

第十八條 皇胤ニシテ臣籍ニ列セサル者都テ皇族ト號

ス

第二十條 親王ノ子ヨリ三世間ハ王及女王ト號ス其以

下ト雖モ臣籍ニ列セサル間ハ其號ヲ有ス

第二十八條 近屬ノ皇胤男子繁昌スル時ハ遠屬中ヨリ

庶少ヲ先ニシ嫡長ヲ後ニシ漸次氏ヲ賜ヒ華族ニ

列スヘシ 但特別ノ理由アル時ハ此限ニ在ラス

柳原は、皇族の数や状況に応じ、柔軟に対応すべきだ、としているので、こうした現実重視の対応は、柳原の他の起草案に共通している。

⁽⁴⁹⁾ 井上毅については、明治二十年二月の「皇族令案」を見る。

第一章 皇族身分

第一條 皇族ト稱スルハ太皇太后皇太后皇后親王内親

王親王妃諸王女王諸王妃ヲ謂フ

第九章 皇族列臣續

第六十二條 皇族繼承ノ權アル者十員以上ニ充ルトキ

ハ皇玄孫以下疎遠ノ皇族ヲ以テ通次臣籍ニ列ス
ルコトアルヘシ

但皇族蕃殖シ皇位繼承ノ權アル者不足ナキトキハ
皇玄孫以上モ亦臣籍ニ列スルコトアルヘシ

この後、臣籍に列する時は姓を与えること（第六十四條）、爵を授けること（第六十五條）、その際には、公債證書等を与え、爵位に応じて額も明確にしている（第六十七條）。

それから四か月ほど後、枢密院での皇室典範を議する席で井上は、明確に永世皇族制を主張し、皇族の臣籍降下に反対する。その井上ですら、臣籍降下が必要となる場合についての思考を重ね、皇族の状況に応じた案を起草したものと推量する。基本表甲欄と乙欄の双方に目配りをしつつの案文と言えよう。

明治二十一年五月二十五日から六月二十五日中の八日間、枢密院にて、皇室典範の条文が逐次検討された。明治天皇は、その全審議に御臨席になり、爾後、当日の修正朱筆記

録をご覧になり、疑問があれば翌朝、議長の伊藤博文を召して詳細を質されたという。なかで、特に知られているのが六月四日と六日の皇族の臣籍降下を巡る議である。出席者は約二十五人。以下、『明治天皇紀』にその内容を見る。³⁰⁾

一日典範第三十三條「皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテハ生レナカラ男ハ親王女ハ内親王ト稱フ五世以下ハ生レナカラ女王ト稱フ」の條を議す、内大臣公爵三條實美曰く、此の如くんば皇族は百世の後に至るも皇族たり、枝葉繁盛の極、或は支給豊かならず、卻りて其の體面を汚すが如きことなきを保せず、桓武天皇以来の成例に由り、五世以下姓を賜ひて臣下に列するの餘地を存するを可とすと。

宮内大臣子爵土方久元もこれに賛成するが、起草者井上毅は、「五世以下皇族ニアラストスレハ忽チ御先代ニ差支ヲ生スヘシ。……百世ノ御裔孫ニ到ル迄モ皇族ニテ在ハサンコトヲ希望セサルベカラス。……皇葉大ヒニ御繁榮マシマシテ御世帯向ニ困難ヲ來サスヤトノ懸念モ一應道理ナキニアラスト雖モ事ノ大小輕重ヲ計ルニ果シテ此ノ如クニ皇葉ノ御繁榮マシマサハ是レ誠ニ喜フベキ事ニシテ……假令多少ノ支障ハアラントモ成ルベク皇族ノ區域ヲ擴張スルコト誠ニ皇室將來ノ御利益トイフヘシ」と反論。會議は二日間で発言累計約三十回に及び、結局、採決の結果、賛成十

四人、反対十人で原案通りに可決され、皇室典範は、永世皇族制を旨とすることになった。しかし、このあとの明治天皇につき、興味深い記述がある。³²⁾

天皇終始之を默聽あらせたまひしが、數日の後久元を召して、前日の議は汝等の論ずる所正鵠を得たりと告げたまふ、明治四十年二月始めて皇室典範を増補し、賜姓臣下に列するの條を加へたまひしは、蓋し此の議に原づくと云ふ。

こうした経過を経て明治二十二年二月十一日、皇室典範が、大日本帝國憲法とともに制定される。その「第七章 皇族」は、以下のとおり、臣籍降下の条項はなく、永世皇族制である。

第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后 皇太后 皇后

皇太子皇太子妃 皇太孫皇太孫妃 親王親王妃 内親王 王 王妃女王ヲ謂フ

第三十一條 皇子ヨリ皇支孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王女ヲトス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

それから十年たった明治三十二年、伊藤博文は、帝室制度調査局総裁に就任する。その際、以下のような訓諭を部局内で行っている。³³⁾典型的な基本表乙欄「1」であり、以下乙欄の企図に沿った重要施策が二回、施される。

今日の皇族は已に九家の多きに及んで居る。此に由て往くときは將來皇族の男女俱に人員の増加を見るは自然の理であつて、而かも皇室の經濟には限りがある。……限り有る皇室の財源を以て、窮り無き皇族人員の増加に伴ふことの出来ぬとは亦理の甚だ看易きものである。此等に對しては勢ひ自から彼の古制に基き、人

臣に降るの制を立てねばならぬ。而して或る程度迄は猶ほ皇族として其の存在を認めねばならぬ。又時世に依りては宜しくこれが變通を計るべきものがなければならぬ。

皇室典範成立時に比べ、皇室の状況は大きく変わり、皇太子嘉仁親王殿下は御成人遊ばされ、明治三十二年に九条節子と御成婚。明治三十三年には裕仁親王（昭和天皇）、三十五年に雍仁親王（秩父宮）、三十八年に宣仁親王（高松宮）がお生まれになった。そうした状況を背景に、皇室典範増補（明治四十年二月十一日 官報號外）が定められる。

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相續人トナリ又ハ家督相續ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコト

ヲ得ズ

この時期、皇族の臣籍降下の動きがあることを見越したかのように、五つの宮家が設立された。明治天皇の皇女との婚姻を契機とする場合もあるが、一部では「駆け込み宮家」と揶揄されることもあったという。

第一表

明治三十三年	賀陽宮家	邦憲王（久邇宮朝彦親王第二男子）
明治三十六年	東伏見宮家	依仁親王（伏見宮邦家親王第十七男子）
明治三十九年	朝香宮家	鳩彦王（久邇宮朝彦親王第八男子）
明治三十九年	東久邇宮家	稔彦王（久邇宮朝彦親王第九男子）
明治三十九年	竹田宮家	恒久王（北白川宮能久親王、即ち、伏見宮久邦家親王第九男子の第一男子）

これによって計十一宮家となり、昭和二十二年に臣籍降下した宮家が揃うこととなった。いささつはともあれ、男子の継承者がいる「元宮家」が平成二十九年段階で四家存在するという状況に恵まれることになったわけである。

明治三十四年三月には、皇族身位令が公布され、その第二十五條で、「増補第一條の規定による情願を為すには王満十五年以上たることを要す」といった細かい規定も加わった。

しかし、皇室典範増補の最大の問題点は、第一條の臣籍降下条項が「情願」によるもので、皇族の側からの情願がない場合は、臣籍降下はなされなくとも良いという点であった。

大正天皇直系の親王殿下が四人という状況となり、この点をはっきりさせるべきとの論がおきる。

大正九年（一九二〇）三月四日の枢密院会議で、この点を内容とする「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」^⑤についての検討が行われた。波多野敬直宮内大臣が準則の説明に当たるが、皇族のなかには不満を表わす方々もおり、結局、同準則は公布ではなく内規扱いということで決着、大正九年五月十九日に「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」が制定された。^⑥

第一條 皇玄孫ノ子孫タル王明治四十年二月十一日勅

定ノ皇室典範増補第一條及皇族身位令第二十二

五條ノ規定ニヨリ情願ヲ爲ササルトキハ長子孫

ノ系統四世以内ヲ除クノ外勅旨ニ依リ家名ヲ賜

ヒ華族ニ列ス

第二條 前條ノ長子孫ノ系統ヲ定ムルハ皇位繼承ノ順

序ニ依ル

第三條 長子孫ノ系統四世以内ニ在ル者子孫ナクシテ

父祖ニ先チ薨去シタル場合ニ於テ兄弟タル王

アルトキハ其ノ王皇位繼承ノ順序ニ從ヒ之ニ代
ルモノトス

第四條 前數條ノ規定ハ皇室典範第三十二條ノ規定ニ

依リ親王ノ號ヲ宣賜セラレタル皇兄弟ノ子孫

ニ之ヲ準用ス

附則

此ノ準則ハ現在ノ宣下親王ノ子孫現ニ宮號ヲ有
スル王ノ子孫並兄弟及其ノ子孫ニ之ヲ準用ス但

シ第一條ニ定メタル世數ハ故邦家親王ノ子ヲ一

世トシ實系ニ依リ之ヲ纂ス

博恭王ハ長子孫ノ系統ニ在ルモノト看做ス

邦芳王及多嘉王ニハ此ノ準則ヲ適用セス

その第一條で、「情願」がなくても臣籍降下が決まったことが最大の眼目であるが、その主要対象者である伏見宮邦家親王の実系に連なる皇族については、邦家親王の子を一世として算するという、いわば温情措置がとられたのである。

この準則が制定された後、先の大戦終結までに十二人の皇族が臣籍降下している。^⑦臣籍降下時の年齢は、ほぼ二十歳から二十一歳である。

第二表

大正九年	山階宮菊麿王二男	(侯爵山階芳麿)
大正十二年	久邇宮邦芳王二男	(侯爵久邇邦久)
大正十五年	伏見宮博恭王三男	(侯爵華頂博信)
昭和三年	山階宮菊麿王三男	(侯爵筑波藤麿)
昭和三年	山階宮菊麿王四男	(伯爵鹿島萩麿)
昭和四年	山階宮菊麿王五男	(伯爵葛城茂麿)
昭和六年	久邇宮邦芳王三男	(伯爵東伏見邦英)
昭和十一年	朝香宮鳩彦王二男	(侯爵音羽正彦)
昭和十一年	伏見宮博恭王四男	(伯爵伏見博英)
昭和十五年	東久邇宮稔彦王三男	(侯爵粟田彰常)
昭和十七年	久邇宮多嘉王二男	(伯爵宇治家彦)
昭和十八年	久邇宮多嘉王三男	(伯爵龍田徳彦)

第四章は、当初は天皇の直系皇族に恵まれず、基本表甲欄の企図に従って、永世皇族制をとった皇室典範から、次第に天皇の直系皇族の御誕生を見、皇族の宮家も男子に恵まれること多く、基本表乙欄の企図により、二回に亘って皇室統制の施策がとられたと総括できる。

五 昭和二十二年度の臣籍降下と新皇室典範

大戦の終結と連合国による日本占領。その皇室対策の一環として伏見宮系の皇族十一宮家は、昭和二十二年十月十四日、臣籍降下した。米側の措置やその結果については、多くの記録や分析が行われているが、臣籍に降下した皇族方の御気持ち、昭和天皇の御対応についての記録は、管見では多くを見つけることが出来なかった。降下する皇族の年長者として代表格にあった梨本宮の関連記録を含め、以下の三点を引用する。

一〇月一八日、皇籍を離れる五十一人は午前中に皇居かしどろの賢所を参拝し、午後一時には朝見の儀があり一同参内し、順次両陛下に拝謁した。そしてその日の夜は赤坂離宮で天皇陛下御主催のお別れの晩餐会があった。天皇、皇后、皇太后三陛下、秩父宮、高松宮、三笠宮の御出ましがあり、十一宮家一同と、既に王公族の身分を離れた李王家の面々が出席した。

席上昭和天皇から「身分は変わるようになったけれども、自分はいままでとまったく同じ気持ちを持っていて。どうか今後もいつでも会いに来てくれるように」との御言葉を賜い、十一宮家を代表して梨本宮がこれに奉答した。⁽⁵⁸⁾

天皇陛下には、食事中、わざ／＼此度、臣籍に降下になるとも、皇室との交際は、ちつともかはらぬ。どうか今後も、時々、御したしく参られて、御歓談のほど、又、御家御発展の事をいひのる、といふいみの御言葉を賜はり、シャンパンの盃を上げさせらる。

これに対し、年長者といふかどにて、当宮（梨本守正）は立つて、僭越ではございますが、一同にかはり、御礼を言上いたします。この度、皇族の身を離れますに付、御儀式も相すみ、今夕は三陛下、とくに私共の為に御盛宴を御催しに相成、陛下より親しく御挨拶を頂き、厚い思召を拝承し、まことに恐入りました。今後、も自重してをるつもりでございます。一言、謹んで御礼を言上いたし、三陛下御隆昌を祈り申し上げますといふいみを御申上になり、盃を上げ、一同立つ。

重臣会議で鈴木貫太郎元首相が、「今日、皇族の方々が臣籍に下られることがやむを得ないことはわかったが、しかし、皇統が絶えることになつたならどうであらうか」と質問したところ、加藤（進、宮内次官）次官は「かつての皇族の中に社会的に尊敬される人がおり、それを国民が認めるならその人が皇位については

どうでしょうか。しかし、適任の方がおられなければ、それは天が皇室を不要と判断されるのでしよう」と、いったん臣籍に降つた「かつての皇族」が将来皇位に就く道が残されていることを述べた。そして加藤次官は、臣籍に降る皇族について「万が一にも皇位を継ぐべきときがくるかもしれないとの御自覚の下で身をお慎みになつていただきたい」と意見を述べ、鈴木はその考えに納得した。

この時の「臣籍降下」は、基本表に即して言えば、SCP・GHQという外部の政治的社会的圧力により、甲欄の皇族の範囲を、即座に大幅に縮小し、天皇に直接連なる宮家に限定した、ということであろう。

昭和二十二年施行の現行の皇室典範⁽⁶⁾については、「第二章 皇族」のなかで、皇族がその「身分を離れる」場合の規定がある。「皇室会議」については、典範第五章で定められている。

第十一条 年齢十五年以上の内親王、王及び女王は、その意思に基き、皇室会議の議により、皇族の身分を離れる。

② 親王（皇太子及び皇太孫を除く）、内親王、王及び女王は、前項の場合の外、やむを得ない特別の事由があるときは、皇室会議の

議により、皇族の身分を離れる。

第十二条 皇族女子は、天皇及び皇族以外の者と婚姻したときは、皇族の身分を離れる。

第十三条 皇族の身分を離れる親王又は王の妃並びに直系卑属及びその妃は、他の皇族と婚姻した女子及びその直系卑属を除き、同時に皇族の身分を離れる。但し、直系卑属及びその妃については、皇室會議の議により、皇族の身分を離れないものとするができる。

おわりに

本論では、皇族の数を適正に保つため、古代から現在に到るまで、基本表にある甲欄乙欄双方の観点から、ベクトルの力点が遷ることはあっても、その時の政治・社会情勢を勘案した様々な施策がとられてきたことを明らかにした。⁽⁶⁾ 皇族の適正な数とは、その時の皇位継承者数がどのようになっているのか、「皇室の状況」の関数として考えられ、適宜、適切とされる制度が、時には、「こまめに」と言っても良いくらいに定められてきたことも明らかにしたと思う。明治の初めから大戦終結までに、明治初期の数年、明治二十二年、明治四十年、大正九年と、ほぼ二十年に一度ずつ、調整が繰り返されてきた。皇室の問題が、それだけ

政府・国民にとって重要な課題として認識されていたことを示している。

その全ての施策を通観するに、近現代の法整備の過程で女系についての議論が出たことはあっても、皇統は男系に依って継承されるという理念と制度に基づいてきたことも、あらためて当然のこととして看取された。

その理念に従っての今後の制度構築に、少しでも参考にしなければと思う。⁽⁷⁾

皇族の理念が歴史の積み重ねに則った制度の元に今後とも続いていくよう、皇位は、「わが国の伝統と日本国憲法」に依って継承されることを願うものである。

註

(1) 春畝公追頌會『伊藤博文傳 下巻』(統正社、昭和十五年年初版、昭和十八年再販) 第二十九編 第三次伊藤内閣第二章「皇室に關する上奏」三三五―三四七頁。引用部分は、三三六―三三七頁。

伊藤の意見書は、以下のような七項目にわたっている。その一、皇室及皇族ノ冠婚葬祭ノ事、その二、皇族待遇ノ事、その三、帝室經濟ノ事、その四、神社及寺院ニ關スル事、その五、人民ノ請願等ニシテ重大ナル者ノ事、その六、皇族及勲功アル臣僚ヲ賞與シ又ハ國葬ニ關スル事、その七、叙爵及昇爵ニ關スル事。本件は、「その二」に含まれている。

この意見書は、『明治天皇紀 第九』明治三十一年二月九日の條に、ほぼ同文が記載されている。

(2)

「天皇」。古来より、天皇を表わす言葉は多い。ひとつには、尊崇の極みである天皇を、直接指す言葉は避けるのが当然とされたからでもある。スメラギ、スメラミコト、ミカドなどの和語。上、至尊、主上、聖上、南面などの漢語がある。近代の初めには、皇帝の語も使用された。

「皇室」は、天皇と皇族の総称。「帝室」は、皇室と同義だが、皇室の語の使用を避ける企図がある。帝室技芸員、帝室制度史、帝室博物館などが近代において使用された。帝室には、「御」の尊称はつけない。

以上の出典は、『皇室事典』（角川学芸出版、平成二十一年）等による。『皇室事典』は、皇室関連の辞典類でも、出版年が新しく、近々の研究成果が盛り込まれていること、内容も概ね客観的学術的と思われること等により、本論で、適宜参照した。

明治期の法学者穂積八束は、「皇族ハ即チ皇室ノ御家族デゴザリマス。皇室ハ御一家デアリマシテ別レテ數家ヲ爲スノデハゴザリマセヌ」（『皇室典範講義』第七回第七章第三十條、明治三十五年六月二十一日の述、『皇室典範講義・皇室典範増補講義 日本立法資料全集 別巻二六四』信山社、平成十五年復刻版第一刷 一七七頁）と述べているが、觀念はともかく、皇室は一家であるという実態が古くより確立していたかどうかは、更なる考究を必要とすると思量する。

(3)

前掲『令集解 中篇一五一九頁。
(4) 宮内庁書陵部編纂『皇室制度史料 皇族 一』（吉川弘

文館、昭和五十八年）第二節 皇族の範圍（七八―一〇五頁）の冒頭。「令集解」「延喜式」「續日本紀」「類聚三大格」等、古典十九「公文録」「明治天皇紀」「皇室典範」等、近代以降の文献五を涉猟し、關係文書を集録してある。

(5)

前掲『皇室制度史料 皇族 二』七九頁。

(6)

前掲『皇室制度史料 皇族 二』七九頁。

(7)

以下、「要件とされた」までの記述は、『皇室制度史料 皇族 三』の「第三章 親王宣下」、『皇室制度史料 皇族 四』の「第五章 宮家の制 第一節 世襲親王家の成立 第二節 四親王家の成立と展開」、『国史大辞典』、前掲『皇室事典』等の關係項目を涉猟しつつ纏めた。特

(8)

段の記載以外は、その都度の典拠は略した。猶子 兄弟、親戚、また、他人の子を自分の子としたもの。仮に結ぶ親子關係の子の稱。『精選版 日本国語大辞典』（小学館、電子辞書より）。

(9)

前掲『皇室制度史料 皇族 四』四頁。

(10)

前掲『皇室制度史料 皇族 四』（『愚管記』より。四七頁。

(11)

『伏見宮実録 第一卷 栄仁親王実録・治仁王実録——四親王家実録1』（ゆまに書房、平成二十七年）の貞治七年の條には、「仙院第一皇子立新王次第」○東山御文庫本「貞治七正廿一 三條大納言後日注送之」とあり、

(12)

「立新王次第」が具体的に記されている。

藤井讓治、吉岡眞之監修『崇光天皇実録』（『天皇皇族実録七八』、ゆまに書房、平成二十一年）を見ると、正平（吉野朝曆）三年十二月二十七日の「是日、代始並廢朝後ノ政治アリ」（四七頁）の後、翌年末の即位の禮の詳

- 細が記されている(一〇五〜一三三頁)。しかし、正平五年九月十一日の條には「合戦ノ穢ニ依リ、伊勢例幣ヲ延引ス」(一七二頁)、同年十月十九日の條「天下騒亂ニ依リ、大嘗會竝ニ御禊行幸ヲ延引セラル」(一八四頁)等、騒亂の時代であることが諸々看取され、正平六年正月十四日には、「京都騒擾ス、仍ツテ俄ニ持明院殿ニ遷幸アラセラル」(二〇四頁)としている。
- (13) 米田雄介編『歴代天皇年号事典』(吉川弘文館、平成十五年第一刷、十六年第五刷)。「崇光天皇」二六七〜二六八頁。浅見雅男『伏見宮 もうひとつの天皇家』(講談社、平成二十四年)。「第一章 伏見宮家の成立」一五〜四三頁。
- (14) 武部敏夫「世襲親王家の継続について——伏見宮貞行・邦頼兩親王の場合——」(『書陵部紀要第十二号』(昭和三十五年)四二頁。論文は、四二〜五五頁。同論で武部は、十八世紀の後半、宝暦から明和の頃、伏見宮家に一時、実系が途絶えることがあったが、僧籍にあった入道寛宝親王が還俗して同宮を相続し(邦頼親王)、宮家を実系に復した事情を詳細に記述している。
- (15) 前掲『皇室制度史料』皇族 四 一一〇頁。
- (16) 前掲『皇室制度史料』皇族 三三の「第四章第一節 臣籍降下と皇籍復帰」二七八〜二七九頁。
- (17) 前掲『皇室制度史料』皇族 三三三四二頁。
- (18) 「門跡は……」以下の二節は、前掲『皇室事典』の「118 僧侶・寺院の各付け」より抜粋(四七五頁下段)。
- (19) 佐野恵作『皇室と寺院』(明治書院、昭和十四年)
- (20) 前掲『皇室と寺院』の「第六章 門跡寺院」の冒頭。二
- 二八頁。
- (21) 宮崎道生『定本 折たく柴の記釈義 増訂版』(近藤出版社、昭和六十年)「附録 文献 新井白石年譜」六一八〜六二〇頁
- (22) 栗田元次『新井白石の文治政治』(石崎書店、昭和二十七年)五八三頁。
- (23) 前掲宮崎書『定本 折たく柴の記釈義 増訂版』二二八〜二三五頁。カタカナによる振り仮名は、白石により、(一)内の記載は、宮崎の註である。
- (24) 『日本古典文学大系 95 戴恩記 折りたく柴の記 蘭東事始』(岩波書店、昭和三十九年)
- (25) 前掲宮崎書二二八〜二三五頁。語釈や解説を含む。
- (26) 冒頭より「それが中」まで(前掲宮崎書二二八頁〜二二九頁三行目)は、徳川幕府の將軍職継承の難しさを憂え、「天下の大統の断給ひし事、すでに二たびに至り給ひぬ」等と記している。
- (27) 新井白石の「大算数」については、寺出道雄「白石建議 四 付注」(『三田学会雑誌 107 卷 1 号』二〇一四年四月 七一〜九三頁)において「改貨議」を論じるなかで、「大数とは、いまだ算盤の上には見え来らず候へども、天地の間にその大算数のある事にて候」を引用。「大算数」については、「単なる算術では捉えきれない法則性」と注記している。七五頁。
- (28) 前掲宮崎書三三四頁
- (29) 白石の言う「大算数」については、寺出の外にも、多くの解釈がなされてきた。
- 自然界の定数(宮崎道生 註)

- 大概自然の数（松村明 註）
 自然の定数（桑原武夫 訳）
 管見では、「物事には、自ずと定まる、最適な数というものがあふ」というふうにつえたい。
- (30) 前掲宮崎書三三四頁
 前掲栗田書五八九～五九三頁。
 栗田元次「閑院宮家の創立に關する疑問——靈元上皇御願文の解釈——」（『史學研究 第二卷第二號』昭和五（六年）七二～七八頁）。
- (31) 近衛基熙（一六四八～一七二二）。政治家としてだけではなく、和歌や有職故実などへの造詣が深く、書画にも秀でた当代一流の文人でもある。日本大百科全書（ニッポニカ）小学館。久保貴子。
- (32) 前掲栗田論文「閑院宮家の創立に關する疑問」七五頁。
 『基熙公記』は、関白太政大臣近衛基熙の日記。「応門満院記」ともいう。自筆原本一卷二百十三冊が陽明文庫藏。国史大辞典より。
- (33) 前掲栗田書五八九頁。
- (34) 藤田大誠「宮門跡の還俗」（『歴史読本 天皇家と宮家』新人物往来社、平成十六年十一月号）二二二頁。藤田は、「幕末維新期における宮門跡の還俗に關する一考察——中央の神仏分離」研究の一環として——（『國學院大學日本文化研究所紀要 第九十六輯 平成十七年九月 六三～一六頁』）において、神仏分離との関連、山階宮晃親王の還俗等について詳細に論じている。
- (35) 『明治天皇紀 第一』文久三年（一八六三）一月十三日の条。三二〇頁。
- (36) 『明治天皇紀 第二』元始元年（一八六四）四月二十日条。三七〇頁。
- (37) 大塚武松『岩倉具視關係文書 第一』（日本史籍協會、昭和二年）二七三頁。
 一 國事意見書 一 極秘語 慶應二年十月廿
 一 宮門跡僧尼早々御還俗之事并佛夷御所置之事
 一 神祇官大政官杯ノ論必横シテ御所置ノ事
 『岩倉公實記 上』一一二二頁。
- (38) 一 法中宮門跡還俗ノ事 附朝廷ノ佛法歸依處置ノ事
 一 神祇官太政官以下再興方法ノ事
- (39) 『明治天皇紀 第二』明治元年四月十七日条 六七六頁。
- (40) 梶田明宏「戦前の皇族降下」（前掲『歴史読本 天皇家と宮家』二三四～二三九頁）二三四頁。雑誌発行時、梶田は宮内庁書陵部編修課・主任研究員。
- (41) 『明治天皇紀 第二』明治元年閏四月十五日条（六九九～六九九頁）。『太政類典・第一編・慶応三年、明治四年・第六卷』の「元年閏四月十六日 親王諸王ノ區分ヲ定ム」も、ほぼ同様の内容を記載している。『法令全書 第一卷 自慶応三年十月至明治元年十二月』（内閣官報局編、明治二十年刊。原書房により、昭和四十九年復刊）一一四～一二五頁。
- (42) 『明治天皇紀 第二』明治三年十二月十日の条（三六九頁）。『乃ち是の日、東伏見宮嘉彰親王、十七日、山階宮晃親王・梨本宮守脩親王に各々其の趣旨を傳へらる』と続いている。
- (43) 浅見雅男『伏見宮 もうひとつの天皇家』（講談社、平成二四年）一六三頁。

(44) この節は、前掲梶田「戦前の皇族降下」二三五頁より。

(45) 前掲『皇室制度史料 皇族 四』一九二頁。

(46) 伊東治正編『伊東巳代治遺文書(其ノ四)』〔禁公開〕伊東伯爵家藏版〔23號〕。國學院大學図書館、準貴重図書 請求記号 210.086/17//4 禁帯出 禁複写。縦一三・九、横九・二糎。全四十四頁。

伊東治正(一九一三〜一九八一)は、祖父巳代治の文書を整理公開し、自ら「憲法史研究会」の会長を務め、佐竹猛、鈴木安藏等の憲法学者や研究者と交わった。原秀成「日本国憲法をうんだ言論の力」(大正デモクラシーと明治文化研究会)に詳しい。

(47) 『日本立法資料全集16 明治皇室典範(明治22年)(上)』(信山社出版、平成八年)は、第三部 明治皇室典範立法資料」に、計五十一、「日本立法資料全集17 明治皇室典範(下)」(同、平成九年)を入れると九十八の資料が収集されている。

論文では、上巻の島善高「第一部 明治皇室典範の制定過程」(一〜二二頁)が詳しい。

また、本発表に直接関わる主題を扱った論文としては、川田敬一「皇室制度形成過程における井上毅と柳原前光——『皇族の範囲』を中心に——」(梧陰文庫研究会編『井上毅とその周辺』木鐸社、平成十二年)があり、多くの教示を受けた。

(48) 前掲『日本立法資料全集16 明治皇室典範(上)』(資料36)三六六〜三七七頁。前掲川田「皇室制度形成過程における井上毅と柳原前光」にもこの起案は詳述されている。三三一頁。

(49) 前掲『日本立法資料全集16 明治皇室典範(上)』(資料38)三八三〜三八八頁。

(50) 『明治天皇紀 第七』明治二十一年五月二十五日の条。七三〜七五頁。

(51) 前掲『日本立法資料全集16 下巻』の〔資料53〕「皇室典範草案枢密院會議筆記」より(五七四頁)。前掲島の論文「第一部 明治皇室典範の制定過程」も、この井上發言全文を引用し、論じている(九六頁)。

(52) 前掲『明治天皇紀 第七』七五頁。

(53) 伊藤博文の明治三十二年九月十一日の訓諭。前掲『伊藤博文傳 下巻』四二三〜四二四頁

(54) 明治二十二年の「皇室典範」と、同四十年の「増補」との関係については、原田一明「明治四十年皇室典範『増補』考」(國學院法學『第四十卷第四号通巻一五七号、平成十五年、一八九〜二一七頁)では、皇室の家法としての「皇室典範」に対し、「増補」には、「皇族の国法上の地位を明確にする」(二〇五頁)目的もあったこと等を論じている。

(55) 阿部寛「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」について(「明治聖徳記念學會紀要」復刊第五十号 平成二十五年十一月)四七八〜五〇六頁。同準則の制定過程、内容、法的側面等について綿密な考証がなされている。阿部は、同準則は、「法規としての性質を有さない」とし、その制定以降でも、「一定世数以下の王の親戚降下は絶対的ではなかった」と、華頂博信侯爵、東伏見邦英伯爵の身分問題などを例に論じている。前掲浅見「伏見宮」の「第六章ゆれる皇室 1 降下準則と反対する皇族たち」二四

二〇二五三頁。同準則に不満を示す皇族たちの対応の様子や、元老山県有朋の怒りが記されている。

- (56) 「皇室典範」制定から、大正九年の「皇族ノ降下ニ関スル施行準則」に到る間の皇室法令については、高久嶺之介「大正期皇室法令をめぐる紛争 上——皇室裁判令案・王公家規範案・皇室典範増補——」（同志社大学社会科学部 第三十二号）（同志社大学人文科学研究所、昭和五十八年 一五九〜二〇〇頁、隆久同論 下）「社会科学部 第三十四号」（昭和五十九年 一〇六〜一五二頁）の研究がある。

また、鳥善高「大正七年の皇室典範増補と王公家規範の制定」（早稲田人文自然科学研究 第四十九号）（早稲田大学社会科学学会、平成八年 一〜四九頁）では、前掲高久論文を下敷きに、国立国会図書館憲政資料室蔵「平沼騏一郎文書」所収の「王公家規範案関係資料」に基づき、当時のより詳細な議論を紹介している。

- (57) 前掲『皇室事典』一二五〜六頁。浅見雅男『皇族誕生』（角川書店、平成二十年）八三〜八四頁。

- (58) 竹田恒泰『語られなかった皇族たちの真実』（小学館、平成十七年十二月刊。小学館文庫に平成十七年収録）。文庫本二四九〜二五〇頁。

- (59) 小田部雄次『梨本宮伊都子妃の日記』（平成二十年、小学館文庫）五〇六〜七頁。

- (60) 前掲竹田恒泰『語られなかった皇族たちの真実』二二七頁。ここでいう「重臣会議」とは、同書にいう、昭和二十一年五月二十八日、三十一日の皇族情報懇談会のことを指すのかどうか不明。

- (61) 「皇室典範」は昭和二十二年一月十六日施行法律第三号。

前掲『皇室事典』の「資料編20」一五四〇頁より。

- (62) 明治天皇の御代と、現代のそれとの「皇室の状況」との

重大な違いは、第一に、側室制度は、もはや皇室に於いてとることは出来ないだろう、ということ。第二は、医療の進歩により、出産の安全性が飛躍的に高まったことであろう。明治天皇の皇子皇女は計十五人。このうち、十人は、ご出産から数年以内に薨去されている。成人した男子は、大正天皇ただお一人。成人した内親王四方は、いずれも宮家へ嫁がれている。前掲『皇族考證』の「明治皇胤」四四五〜四六一頁。

- (63) 第二章「近世後期の閑院宮家設立」を詳述したのも、新

井白石のいう「大算数」の考え方が、今後の宮家復活を考究するとき参考になるのではないかと思量したからである。

【附記】

本論文は、平成二十九年三月二十五日（土）に、明治神宮参集殿で行われた「明治聖徳記念學會第六十二回例会」における同題目の稿を元に、纏めたものである。

（國學院大學研究開発推進機構共同研究員）